

木津川市高速通信回線整備事業
プロポーザル実施要領

京都府木津川市

令和4年7月25日

目次

1.	募集の趣旨	3
2.	事要	3
3.	募集要領	3
4.	参加資格、参加表明書及び参加辞退に関する事項	4
5.	提案書提出に関する事項	5
6.	選定方法	7
7.	協定書の締結	9
8.	連絡先及び照会先	9
9.	その他	9

1. 募集の趣旨

木津川市山城町椿井地域のＪＲ奈良線東側は、超高速プロードバンド未整備地域である。今日の社会情勢におけるインターネット利用等は、重要なインフラと位置づけされ、今後の行政サービスもそれに対応しなくてはならない。

上記を受け、高速通信回線格差是正の一環として、本事業を展開する。

本事業の整備にあたり、サービス提供に対する事業費を負担する方式(民設民営方式)を採用し、整備および運用を実施する民間通信事業者をプロポーザル方式により選定する。

2. 事要

2-1. 事業名称

木津川市高速通信回線整備事業

2-2. 実施範囲

木津川市高速通信回線整備事業仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

仕様書は、本市が想定する最低限の水準を示したものであるため、仕様書に定められた方法等によってもたらされる結果と同等以上の水準が確保できる場合、又は仕様書に定めのない事項であっても、受託者の実績等から機能の付加及び作業を実施すべきと判断できる場合には、それ以外の提案を制限するものではない。

2-3. 実施期間

整備期間:事業者決定日から令和5年3月31日(本稼働は令和5年4月1日)

2-4. 事業の委託金額の上限

木津川市高速通信回線整備事業委託料	44,000,000円（税込）
-------------------	-----------------

*提案の見積もり金額が上記金額を下回った場合、委託料額は見積もり金額を上限とする

2-5. 木津川市高速通信回線整備事業委託料支払条件

整備構築が完了し、検査後の支払いとする。

2-6. その他条件

- (1)書類作成などの提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2)提出書類の返却は行わない。
- (3)提出書類については外部への公開は行わない。

3. 募集要領

3-1. 選定方針

事業実施候補者の選定は、木津川市の職員で構成する「木津川市高速通信回線整備事業選定委員会」(以下、「委員会」という。)において、事業提案書やヒアリングによる審査を実施する。

委員会の審査結果を受け、評価が最も高い応募者から最優秀提案者1者、次点提案者1者を選定する。

3-2. スケジュール

内容	日時
募集要項の配布	令和4年7月25日(月)
参加表明届提出期限	令和4年8月5日(金)

内容	日時
質疑の受付締切	令和4年8月12日（金） 15時
質疑への回答	令和4年8月17日（水）
提案書等の提出期限	令和4年8月22日（月） 15時
ヒアリング参加要請書の送付	令和4年8月23日（火）（予定）
委員会(提案者へのヒアリング)	令和4年8月26日（金）（予定）
選定・非選定通知書の送付	令和4年8月31日（水）（予定）
協定書締結	令和4年9月9日（金）（予定）

※都合により、変更になる場合があります。

4. 参加資格、参加表明及び参加辞退に関する事項

4-1. 参加資格

次に掲げる要件を満たす提案者であること。

- (1) 京都府知事又は木津川市長から業務等に関し指名停止を受けている者ではないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 経営不振の状態(会社更生法【平成14年法律第154号】第17条第1項の規定により、更生手続き開始の申し立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づき、再生手続き開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになつたとき等をいう。)にないこと。
ただし、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続き開始の申し立てをしなかつた者又は申し立てがされなかつたものとみなす。
- (4) 国税又は木津川市税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第3号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 木津川市暴力団排除条例(平成24年条例第36号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) (1)～(6)までは、協力会社についても同様とする。
- (8) 地方公共団体または中央省庁において、類似事業の実績があること。
- (9) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者に限る。
- (10) 提案するサービスについては木津川市が今後サービスを利用する上で、関係する法律、府条例、市条例、要綱等に定める事務を処理する機能を有し、業務を滞りなく運営できるサービスであること。

4-2. 参加表明

(1) 提出書類

本事業への参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

提出書類	様式	部数
参加表明届	様式1	正1部
誓約書(※2)	様式2	1部
応募者の概要(※1)	様式3	5部
印鑑登録証明書(※2)	(※3)	1部
法人登記簿謄本(※2)	(※3)	1部
納税証明書(※2)	(※3)(※4)	1部

※1 決算関係書類（過去1年分の貸借対照表及び損益計算書）を添付すること。

※2 令和4年度木津川市競争入札参加資格を有している者は提出不要。

※3 提出の日から3ヶ月以内に発行されたもの。

※4 直近の法人税、消費税及び地方消費税に係るもの。

(2) 提出先

「8.連絡先及び照会先」に記載の事務局宛とする。

(3) 提出方法

郵送又は直接持参に限る。

(4) 受付期間

持参する場合は、通知日から8月5日(金)まで

※土曜日または日曜日及び休日を除く、9時～17時(12時～13時は除く)の間で持参すること。ただし、8月5日(金)に限り15時までとする。また、郵送の場合は必着とする。

4-3. 参加辞退

(1) 提出書類

辞退する場合は、辞退届(様式10)を提出すること。なお、辞退は自由であり、参加辞退書を提出することで以後における不利益な扱いを受けることはない。

(2) 提出先

「8.連絡先及び照会先」に記載の事務局宛とする。

(3) 提出方法

郵送又は直接持参に限る。

(4) 受付期間

通知日から8月22日(月)15時までであり、土曜日または日曜日及び休日を除く。郵送の場合は必着とする。

5. 提案書提出に関する事項

5-1. 確認事項

次の点を確認した上で提案に参加すること。

(1) 不確定要素があっても、提案者の経験やノウハウを最大限活用し具体的で実効性のある提案書類を提出すること。

(2) 実施要領、仕様書等に記載のない事項であっても、提案者の判断で必要と思われる事項があれば積極的に追加し、提案書類に記載すること。

5-2. 提案書等の提出

以下の要領に従い、提案書を提出すること。

(1) 提出書類

提出書類	様式	部数
協力会社調書(※1)	様式4	正本1部
協力会社となることの承諾書(※1)	様式5	正本1部
協力会社の概要(※1)	様式6	正本1部
提案書表紙	様式7	正本1部
提案書	A4横書き両面 印刷両面印刷	正本1部、簡易製本5部
ネットワーク(通信網)図 (木津川市山城町椿井地域)	任意の書式	正本1部、簡易製本5部
見積書	様式8	正1部
提出書類の電子データ	DVD-R又はCD-R	1部

※1 協力事業者がある場合、様式4、様式5、様式6を添付すること。

各審査委員は申請者の素性を特定せずに審査を行うため、簡易製本5部については素性が特定されないよう記載すること。

◆提出書類の書式は、A4版縦(横書き)を基本とし両面印刷にて作成すること。

ただし、一表や図面等大きな紙面が必要な場合は、A3版横またはA4版横にて提案書に折り込むこと。

(2) 提出先

「8.連絡先及び照会先」に記載の事務局宛とする。

(3) 提出方法

郵送又は直接持参に限る。

(4) 受付期間

通知日から8月22日(月)15時までであり、土曜日または日曜日及び休日を除く。郵送の場合は必着とする。

(5) a. 提案書の記載

◆公正かつ公平な方法で内容比較を行うため、概ね仕様書に基づいた順序・項目ごとに章立てをしてページ番号を付番すること。

◆以下の内容を必ず記載すること。

①表紙(様式7)

②会社概要

※本事業での主体となる支店・営業区域を含め記載すること

※公的認証を取得している場合は、各認定書の写しもしくは準じた書類

・品質に関する認証：IS09001

・セキュリティに関する認証：IS027001

※再委託が必要な場合の一覧(再委託先、業務名、事由)

③提案コンセプト

・本業務の目的、事業の継続性、スケジュール

④導入実績(民設民営方式) 5例以内

※全国及び近隣地区で国及び自治体の導入実績(導入業務)とその団体の対象人口

⑤提供するサービス内容

・通信速度(具体的な数値)

・通信速度メニュー(選択肢がある場合は記載すること)

・料金(初期加入料、月額料金)プロバイダ料含む※ 1 Gbps の場合とする
(選択肢がある場合は記載すること)

・セキュリティ対策

・IP電話サービス

⑥地域住民加入促進対策

・加入促進対策

・加入申し込みサポート

・利用者サポート

・故障時のサポート

⑦設備保守・運用管理体制

・保守体制(利用者側、事業者側)

・運用体制

・災害時の取り組み姿勢

・バックアップ電源確保

⑧工程表(事業者決定からサービスインまで)

⑨事業実施体制図(各役割を明記すること)

⑩その他の提案

- ・その他付加サービス
- b. 見積書の記載
 - ◆設計費、工事費等項目別に記載すること。
 - ◆見積には、必要な費用であるが、本調達範囲に含めるか不明な場合は必ず質問により確認すること。
 - ◆数量・単価等、算定基礎がわかるように明記すること。
 - ◆見積書提出後に一方的変更は認めない。
 - ◆見積書として、別途見積書の内訳を添付すること。
 - ◆正本には、社名、社印を押印すること。簡易正本については社名、社印など事業者を特定できるものは記載しないこと。
- c. ネットワーク(通信網)図(木津川市山城町整備対象地域全域)

(6) 提出書類の確認

提出された書類について、個別で質問をする場合がある。

5－3. 作成にあたっての留意事項

5－2. (5)の作成にあたっては以下のことに留意すること。

- (1) 各項番A4版片面1枚以内で簡潔にまとめること。
- (2) 提案は文書での表現を原則とし、文字の大きさは、原則10.5ポイント以上(図表を除く)とすること。文書を補完するために必要な概念図や表、イメージ図等を使用し、基本的な考え方をわかりやすく簡潔に記述すること。
- (3) 各項には提案者を特定することができる内容の記述(社名や実績の名称)は用いないこと。

5－4. 質問事項

提案書等提出書類又は仕様書に関し質問がある場合は、質問書(様式9)を作成し、以下の要領で提出すること。

(1) 質問受付期間

通知日から8月12日(金)の15時までとする。

(2) 受付方法

「質問書(様式9)」を電子メールに添付して「8.連絡先及び照会先」に記載の事務局宛に送付し、電話にて担当者に到達確認を行うこと。

メール送信の際の件名は、次のとおりとすること。

件名:【木津川市高速通信回線整備事業】質問送信年月日(西暦8桁)+提案事業者名例:
提案事業者が令和4年8月1日に質問した場合

→【木津川市高速通信回線整備事業】質問 20220801〇〇〇〇〇〇〇〇

(3) 質問への回答

質問者を伏せた上で全参加者に隨時、電子メールにより回答する。

最終の回答日は令和4年8月17日(水)とする。

6. 選定方法

6－1. 優先交渉権者の選定

事業実施者の選定にあたっては、「委員会」により、5-2.で示した提出書類をもとに公平に審査し、評価を行う。

審査の実施は、次のとおり行う。

- ・1次審査:書類審査(令和4年8月26日)
- ・2次審査:・プレゼンテーション・ヒアリング(令和4年8月26日【時間等は別途連絡】)
その結果最も優れた提案を行った提案者を優先交渉権者として選定し、次点交渉権者も併せて選定する。

6－2. プrezentation・ヒアリング、審査

(1) プrezentation・ヒアリング

審査は、提出された提案書の内容と、提案書に関するヒアリングを踏まえ行うものとし、その実施方法は以下のとおりとする。

- ①プレゼンテーション・ヒアリングの出席は、本事業を担当するプロジェクトマネージャ、管理技術者、営業担当者を必須とし、その他各業務担当主任担当者の中から選出した計4名以内とする。
- ②プレゼンテーション・ヒアリングの日程(時刻)や場所等については、別途ヒアリング参加要請書にて通知する。
- ③プレゼンテーション・ヒアリングは参加者が提出した提案書の内容を用いて行うこととし、新たな内容の資料提示は認めない。
- ④プレゼンテーション・ヒアリングの持ち時間は20分、その後審査委員からの質問を15分程度予定しているが、詳細は別途ヒアリング参加要請書にて通知する。
尚、新型コロナウイルス感染の拡大等により、Webによるプレゼンテーションを実施する場合、別途通知する。
- ⑤プレゼンテーション・ヒアリングに参加しない場合は、審査の対象としない。
- ⑥見積書において、本要領2.事業概要2-4.事業の委託料額の上限を超える場合は、審査の対象としない。

(2)結果の通知

最優秀提案者、次点提案者及び選定されなかった提案者に対しては、審査結果を書面にて郵送で通知する。

6－3. 疑義照会

提案者より提出された書類の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は必要に応じて疑義事項の照会を行う。

6－4. 先交渉権者との協議

優先交渉権者は本市と協定内容等を協議の上、本市の決定を受けることにより本事業の事業者となる。ただし、優先交渉権者との協議が決裂した場合、次点交渉権者と協議を行うことがある。

6－5. 評価基準

別紙「プロポーザル評価基準書」のとおりとする。

6－6. 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合、本市の判断で失格とすることがある。

- (1)提出方法、提出先及び提出期限を遵守していない場合。
- (2)虚偽の内容が記載されている書類を提出した場合。
- (3)他の提案関係者と不正な接触を行った場合。
- (4)記載すべき事項の全部、又は一部が記載されていない書類を提出した場合。
- (5)委員会の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合。
- (6)委員の公平さに影響を与える行為があったと認める場合。
- (7)協定書締結までの間に指名停止の措置や指名除外の措置を受けた場合。
- (8)その他、本要領に違反すると認められた場合。

6－7. 見積書の無効

次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1)所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2)金額その他の主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3)金額の違う2つ以上の見積書を提出したとき。
- (4)鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により記入されたとき。

(5) 金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

7. 協定書の締結

7-1. 協定書の締結

本事業の最優秀提案者として選定された者と契約交渉を行ったうえで、最優秀提案者が、特定通知を受けた日から5日以内に協定書締結手続きを行う。但し、この者が、協定締結までの間に指名停止の措置や指名除外の措置を受けた場合、又は書類等の審査結果に影響を及ぼす虚偽の記載があることが判明した場合、若しくは何らかの事故等により、協定書締結交渉が不可能となった場合は、その者との協定書締結を行わず、次点提案者を協定書締結交渉の相手方とする。

7-2. 協定書締結に係る内容

協定書締結にかかる内容は、別途、仕様書に定める内容とする。協定書締結の際に、プロポーザルの内容に即して仕様書の変更を行う場合もありうるが、提案が必ず内容に反映されるわけではない。

7-3. 提案書類の取り扱いについて

提出された資料及びその複製は、本業務の選定以外に提案者に無断で使用しないものとする。但し、木津川市は本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、木津川市情報公開条例(平成19年条例第7号)に基づき、参加表明書及び提案書等を公開することがある。

8. 連絡先及び照会先

〒619-0286

京都府木津川市木津南垣外110-9

木津川市マチオモイ部学研企画課デジタル戦略室内

木津川市高速通信回線整備事業選定委員会事務局

Tel: 0774-75-1201

E-mail: digital@city.kizugawa.lg.jp

9. その他

- ◆協定締結後に虚偽の事実を確認した場合は協定を解除する。着手等により発生した費用の支払いはしない。
- ◆提出書類の作成及び提出に要する経費、その他本選定の参加に要する全ての経費は提案者の負担とする。
- ◆提案報酬は、支払わないものとする。
- ◆選定作業に必要な範囲において、提出書類の複製を作成することがある。
- ◆事業者(プロポーザル参加事業者並びに納入、作業、保守に関わる全ての事業者)は、当該プロポーザルによって知り得た秘密を漏らしてはならない。また、他の目的に使用してはならない。